これまでの島根県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の概要

［第１期］平成 9 年 3 月策定（期間：平成 9 年 3 月から平成 14 年 3 月）

【基本的方向】

（１）雇用管理の改善

雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件確保等に努める

（２）事業の合理化の促進

森林の流域管理システムの推進の中で、事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入、路網等の整備を一体的かつ総合的に進める

（３）林業労働力確保支援センター等支援体制の整備

市町村・関係団体と一体となって体制整備を進める。また、「(財)島根県みどりの担い手育成基金」と連携し、研修等の支援を進める

（４）事業主の改善措置の認定の促進

事業主に対して改善措置計画の作成と認定申請を進める

林業労働力確保支援センターを通じて各種支援措置を効果的に実施する

［第２期］平成 14 年 3 月策定（期間：平成 14 年 4 月から平成 23 年 3 月）

【基本方針】

（１）新規就業者の確保

林業就業者の高齢化に伴い退職者の増加が見込まれることから、毎年 100 名程度の新規参入者を確保する市町村と連携し、Ｕ・Ｉターン新規参入者の定住対策を念頭に置き定着率の向上を目指す

（２）林業事業体の育成強化

森林組合については広域合併を一層推進し、最終的には県内 4 森林組合を目指し経営基盤の強化を図る

また、すべての森林組合を認定事業体として育成する

素材生産事業体については、生産規模 5,000 立方メートル以上の大規模化を図る

民間の認定事業体数を 26 事業体として育成する

（３）基幹となる林業従事者の育成

現在 1,000 人(H11)の通年就業者を 1,300 人(H22)に増加させ、中核的に森林管理の働き手として育成する

また、意欲のある林業後継者の技術向上を図り、地域林業のリーダーとして育成する

［第３期］平成 23 年 3 月策定（計画期間：平成 23 年 4 月から平成 33 年 3 月）

【基本方針】

（１）事業量の安定的な確保

小規模で分散した森林を集約化し、森林所有者に対して具体的に施業内容や経費等を提案・説明する森林施業プランナーを養成し事業量の確保を図る

（２）新規就業者の定着率の向上

林業従事者の将来不安を解消するために給与体系の月給化、年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくり等、他産業並みの労働条件の確保に努める

林業従事者が働きがいを感じて仕事を進めるために、統一カリキュラムにより段階的かつ体系的なキャリアアップを支援する

研修修了者が適正な処遇を受けられるよう、登録制度や人事管理マニュアルを作成する

労働災害撲滅に向けて、災害発生要因と対策の共有、リスクアセスメントの導入等、各種研修を充実させる

（３）林業事業体の経営安定化

集約化した森林において森林作業道等の路網を整備し、効率的な高性能林業機械の稼動により低コスト作業システムを実践し、労働生産性の向上を図る

生産した木材をより高く販売するために、木材市場の動向に応じた採材や木材評価等の研修により経営感覚を持った林業技術者を育成する

中小企業診断士等の専門家による経営指導を進め、中長期的な経営ビジョンの作成を進める

（４）新規林業就業者の確保と育成

支援センターによる窓口相談や林業就業支援講習等により就業希望者への支援を継続的に実施する

全国唯一の全額償還免除制度のある林業就業促進資金を活用し、林業就業者を確保する

（５）指導者の確保と育成

経営感覚を持った技術者を育成するために、知識と技術の両面において豊富な経験を持った指導者名簿を作成し、円滑な研修実施を図る

林業労働力の確保の促進に関する基本計画（変更）の概要

（計画期間：令和2年度から令和6年度）

島根県農林水産部林業課

1．林業における経営及び雇用の動向に関する事項

原木生産量の増加等に伴い林業就業者数は増加傾向にあり、平均年齢も 46 歳と全国平均(52 歳)に比べても若返りが進んでいる。

林業就業者の確保が困難となる中、県では平成 30 年、林業事業体が労働条件や就労環境の改善等を図り、林業の魅力を向上させる「島根林業魅力向上プログラム」を創設した。

島根県立農林大学校林業科では、技術力の高い林業技術者を養成しており、令和元年度卒業生 9 人に対し、林業事業体からの求人は 51 人（5.7 倍）と引き合いが強くなっている。

2．林業労働力の確保の促進に関する方針

（1）基本目標

将来ビジョンとして令和 12 年の原木生産量を 80 万 m3 に定め、計画期間である令和6年の原木生産量の目標を 71.4 万 m3 とする。

この原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規林業就業者の確保と林業事業体の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の 953 人から令和6年には 1,072 人に増加させる。

（2）新規林業就業者の確保

農林大学校（林業科）の機能強化や高校生への林業教育の充実、県内だけでなく県外の若者を対象とした勧誘活動の強化などにより、新規林業就業者数を現状の 70 人から 80 人以上に増加させる。

（3）林業就業者の定着強化

林業事業体が自ら行う労働条件・就労環境の改善などを促進する「島根林業魅力向上プログラム」の充実と、林業就業者の意欲喚起や昇級・昇任等のキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」の推進により、新規就業者の5年定着率を現状の 60％から 70％以上に増加させる。

3．事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項、並びに新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

（1）新規林業就業者の確保

①高校生への林業教育の充実
②新規就業者を確保するための支援・メリット措置の強化
③林業事業体による取組の強化
④林業労働力確保支援センターによる対策

（2）林業就業者の定着強化

①労働条件・就労環境の改善
②林業事業体の経営体質の強化
③農林大学校林業科による中核的な人材の育成
④新規就業者の早期技術習得の促進
⑤林業就業者のキャリアアップ推進と技術向上